

# 野外焼却禁止！

平成13年4月1日から、一部の例外を除いて、廃棄物処理法により**廃棄物の野外焼却が禁止**されています。違反した場合には、**罰則の対象**となります。

## ■ 罰則の例外となる野外焼却の事例について

区 分	事 例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	・河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却 ・海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	・凍霜害防止のための稲わらの焼却 ・災害時における木くず等の焼却 ・道路管理のために剪定した枝条の焼却
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	・どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	・農業者が行う稲わらの焼却 ・林業者が行う伐採した枝条の焼却 ・漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	・たき火、キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却

※ 罰則の例外となる廃棄物の焼却についても、生活環境の保全上支障が生じる場合等には、処理基準を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導の対象になります。

### 【焼却禁止の具体例】



## 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

### 第 16 条の2(焼却禁止)

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 1 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 3 公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

### 第 25 条第 1 項第 15 号、第 2 項、第 26 条第 6 号並びに第 32 条第 1 項(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、**5 年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。

15 第 16 条の2の規定に違反し、廃棄物を焼却した者

※ 法人が関わった場合は、更に法人に対し、**1 億円以下の罰金刑**に処せられます。また、未遂及び野外焼却目的の収集運搬についても同様に罰せられます。

## 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

### 第 14 条(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

## 【廃棄物の焼却に関する処理基準】

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 1 条の 7

- 1 空気取り入れ口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、ごみを燃焼室で摂氏 800 度以上の状態で燃やすことができるもの
- 2 焼却に必要な量の空気の通風が行われるものであること
- 3 外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること
- 4 燃焼室の温度を測定できる装置があること
- 5 高温で燃焼できるように助燃装置があること

### ○厚生省告示第 178 号(平成 9 年 8 月 29 日)

- 1 煙突の先端以外から外気に燃焼ガスが漏れないように焼却すること
- 2 煙突の先端から火災または黒煙を排出しないように焼却すること
- 3 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること

## 【問合せ・連絡先】

〒020-8531 盛岡市若園町 2-18(若園町分庁舎3階)

盛岡市環境部廃棄物対策課

電話:019-626-7573(ダイヤルイン) FAX:019-626-4153